

千葉県警察生活安全指定捜査員運用要領の制定について

昭和58年4月1日
例規(防)第14号警察本部長

〔沿革〕昭和63年5月例規(警)第14号、平成6年12月第23号改正

各部長・参事官・所属長

みだしの要領を、次のとおり制定し、昭和58年4月1日から実施することとしたので、実効のあがるようにされたい。

記

第1 趣旨

この要領は、生活安全部所管の特異又は重要な事件が発生し一時的に多数の捜査員を必要とする場合に、当該事件の発生地を管轄する警察署(以下「所轄署」という。)以外の警察署から所轄署に応援派遣することとなる生活安全捜査員の指定、招集等その運用について定めるものである。

第2 用語の定義

この要領における用語の意義は、次のとおりとする。

「生活安全指定捜査員」(以下「指定捜査員」という。)とは、署に勤務する生活安全、生活安全刑事課員のうち、生活安全部所管の特異又は重要な事件の発生に際し、一時的に多数の捜査員を必要とする捜査に充てるため、あらかじめ本部長が指定した者をいう。

第3 運用の基本

指定捜査員の招集は、捜査を推進するに当たり、必要やむを得ない場合に限るものとし、招集した指定捜査員の応援派遣期間は、原則として14日以内とする。

第4 指定

- (1) 指定捜査員は、署長の推薦に基づき本部長が指定する。
- (2) 指定捜査員の推薦は、指定捜査員の推薦(解除申請)書(別記様式。以下「推薦解除申請書」という。)により行う。

第5 指定数

指定捜査員の指定数は、署の生活安全、生活安全刑事課員数(警察官定員)を基に次の区分により指定する。

課員数	指定数
8名以下	1
9～12名	2
13～16名	3
17～20名	4
21名以上	5

第6 選考

署長は、指定捜査員の推薦に当たっては、原則として次の各号に該当する者のうちから選考しなければならない。

- (1) 生活安全課又は生活安全刑事課に勤務する巡査部長又は巡査の階級にある者
- (2) 生活安全捜査の経験が豊富である者
- (3) 身体強健であり、かつ、勤務意欲がおう盛な者

第7 指定の解除

署長は、自署における指定捜査員について異動があったとき又は指定を継続することが不相当であると認めたときは、推薦解除申請書により解除の申請をするものとする。

第8 招集

- 1 本部長は、生活安全部所管の事件発生に際し、その捜査員に不足が生じ、一時的に多数の捜査員を必要とする場合に指定捜査員を招集する。
- 2 指定捜査員の招集は、所轄署長又は当該事件の捜査を担当する県本部の課長(以下「主管課長」という。)の要請に基づいて行う。

第9 応援派遣要請の手続

所轄署長又は主管課長の行う指定捜査員の応援派遣要請は、次の事項を明らかにして行う。

- (1) 事件名及び事件の概要
- (2) 必要とする指定捜査員の数、派遣期間及び捜査資器材
- (3) その他必要事項

第10 招集の解除

- 1 本部長は、当該事件の捜査の推移により指定捜査員の応援の必要がないと認めたときは、所轄署長又は主管課長の意見を聞いて、招集を解除する。
- 2 本部長は、指定捜査員を差出している署長から自署指定捜査員について招集解除の要請があり、解除の必要があると認めたときは、招集を解除する。

第11 教養訓練

生活安全部長は、捜査技術の向上と適正捜査の推進を図るため、指定捜査員に対し、適宜必要な教養訓練を行う。

第12 事務担当

この要領に関する事務は、県本部生活安全総務課長が行う。

別記様式は省略。